



2014年4月1日

消費者庁による17社に対する措置命令と報道に関して

消費者庁は、3月27日「空气中に放出される二酸化塩素の効果で生活空間の除菌・消臭ができる」と謳っている空間除菌グッズは、その効果を裏付ける根拠を示せなかったとして、景品表示法に基づき、販売元の製薬会社など17社に表示変更などを求める措置命令を出しました。

同庁の説明では、

「二酸化塩素という物質自体には除菌効果が認められる。しかし市販商品に生活空間の除菌をする効果があるかどうかを疑問視し、17社に表示を裏付ける合理的根拠を示すデータの提出を求めた。各社から提出されたのは、極端に狭い空間や密閉空間でのデータであったり、商品よりも高濃度の除菌剤を使用したデータだったり、実際に使われる環境とは異なる条件で行った実験データが提出されたため、「合理的根拠がない」と判断を下したということです。

実際に各社が提出した実験データだどのようなものかは具体的に示されていないため、詳細は不明であるが、不活化試験等を受託し実施した試験機関各社によれば、試験に供する容器は弁当箱大からせいぜい9ℓ、大きいもので200ℓ程度であり、実際の生活空間と比較すると、極端に狭い空間といえます。

当社、株式会社ROプラスの空間除菌の「クローツジェル」について、除菌効果の検証のために、一般財団法人 北里環境科学センターにおいて実施したウイルス、菌の不活化試験は、試験チャンバーの規模が実際の生活空間の6～8畳間に相当する25m³の広さの条件において試験したものであり、しかもチャンバー内の二酸化塩素濃度を試験中測定した結果によると、ACGIH（米国産業衛生専門家会議）のTWA（時間加重平均値）基準0.1ppmの半分程度と低い濃度0.05～0.06ppmにおいても後述する効果があり、安全であることを確認している。試験はほぼ密閉状態ではあったが、広さと負荷条件からは実空間での適用に近い条件と考えています。

一般財団法人 北里環境科学センターによる置き型二酸化塩素発生剤「クローツジェル」による殺菌性評価試験についての試験報告；

試験結果から除菌のクローツジェルは、二酸化塩素ガス雰囲気下においてもA型インフルエンザに対して減少率99.9%以上の不活化効果が認められ、腸管出血性大腸菌O157に対して99.99%以上、またネコカリシウイルス（ノロウイルス代替）については86%に達する殺菌効果を示しました。

本件に関するお客様からのお問い合わせ先

株式会社ROプラス お客様相談係 TEL:03-5282-3157

*受付時間は、月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く）

株式会社 RO プラス

東京都千代田区神田小川町 2-2 センタークレストビル 2F
TEL:03-5282-3157 / FAX:03-5282-3158